

社 福 第 4 4 8 号  
令和 6 年 1 0 月 3 日

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会会長 殿

宮城県保健福祉部長



令和 7 年度福祉施策等に関する要望について（回答）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和 6 年 9 月 1 9 日付け宮社協発第 5 4 0 号で要望のあったこのことについては、下記のとおりです。

なお、各種団体からの要望等については、庁内関係各課室において、施策遂行上の課題として真摯に受け止め、国の法令及び制度の改定状況や本県の財政状況等を勘案しながら、対応を検討してまいります。

今後とも、本県の福祉行政の推進について、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備について

地域共生社会の実現に向けた機運醸成のため、貴会と共同で設立した「宮城県地域共生社会推進会議」において、県内市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた支援を行っており、今年 8 月に開催した令和 6 年度第 1 回会議においても、改めて事業の必要性を説明したところです。

これらの取組に加え、今年 5 月に開催した市町村福祉担当課長会議において事業実施の検討を促したほか、市町村を個別に訪問し、意見交換や助言を実施しており、市町村の要望に応じて、事業実施を検討している市町村を対象とした意見交換会の開催や庁内研修会へのアドバイザーの派遣を実施しています。

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会を実現するための手段として、重要な事業と認識しており、今後とも実施に向けた支援や働きかけを行ってまいります。

なお、実施に当たっては、支援を必要とする人と地域で活動する団体・関係機関などと結びつける、コミュニティソーシャルワーカーとしての福祉活動専門員の活動は重要なものと認識しており、県では、県内各地に配置が進むよう、今後も人材育成研修を開催していくとともに、引き続き、市町村に対して体制整備に係る助言を行ってまいります。

## 2 生活福祉資金事業に係る相談体制整備事業予算の拡充について

令和6年度当初予算における市町村社協事務費については、県予算の削減が求められた影響により、前年度に比べ減額となっております。

一方で、相談件数及び貸付件数の増加が示すとおり、生活困窮者等の生活再建を図る生活福祉資金貸付事業はより重要な役割を担っているものと認識しておりますので、不足額等を精査の上、必要に応じて、他事業補助額との調整の実施などによる予算確保を検討してまいります。

## 3 緊急時や災害時の困窮者に対する一時的な救済支援の在り方について

大規模災害によって被災し、当座の生活費を必要とする世帯に対しては、低所得者に限らず貸付を行う特例措置が設けられますが、コロナ禍における特例貸付については、住民税非課税世帯の償還を免除するなど、これまでの特例措置にはない免除要件の緩和がありました。

これらのことを踏まえ、初めから貸付ではなく、給付を検討すべきであったとの意見は報告書のとおりであり、あくまでも貸付を制度の根幹とする当該事業においては給付できないため、新たな制度の創設を図って支援すべきと提案いただいたものと認識しております。

コロナ禍における困窮者支援のうち、返済を条件とする貸付ではなく、一時金等の給付を行うことについては、2020年4月に全国知事会から国に提言しており、「特別定額給付金」等の給付制度が実現しましたので、今後につきましても、適切な困窮者支援が実施できるよう適宜国に働きかけを行ってまいります。

## 4 市町村における権利擁護体制整備の支援について

県としては、アドバイザー派遣や関係専門団体との情報交換の開催などの実施により、中核機関の設置や成年後見制度の利用促進に向け支援を引き続き行っていくとともに、市町村社協への移管に合わせ、日常生活自立支援事業との連携体制づくりに向けた働きかけを検討してまいります。

また、日常生活自立支援事業費につきましても、貴会における運営体制の整備に関する進捗状況を国と共有し、本事業に必要な予算が確保できるよう協議を継続してまいります。

## 5 福祉・介護人材確保のための処遇改善について

福祉・介護人材の処遇改善加算については、県内の対象事業所のうち高齢者施設で9割以上、障害福祉施設で8割以上が取得しており、加算額の全額が介護職員の処遇改善に活かされております。

また、令和6年6月には制度が一本化され、新加算として介護職員等処遇改善加算が創設されるとともに加算率の引き上げが行われました。

県としては、福祉・介護人材の処遇改善は重要な課題と認識しており、国に対し、加算等を含む介護報酬の体系を検証し、人材が確保できる報酬となるよう求めてきたところですが、処遇改善加算額の更なる拡充に向け、引き続き国に要望してまいります。

また、障害福祉施設においては福祉・介護ニーズに対応できる人材の安定的な確保が

できるよう、高い水準の報酬体系の措置や全てのサービスが対象となるよう要望してきたところですが、より使いやすい制度となるよう、引き続き国に要望してまいります。

あわせて、法人や事業所において、処遇改善加算の制度や仕組みへの理解を深め、処遇改善加算を活用した介護人材確保や育成ができるよう加算取得促進に係るセミナーの開催や訪問等による専門家派遣を実施し、引き続き事業者支援を行ってまいります。

担当：社会福祉課地域福祉推進班

tel：022-211-2519

fax：022-211-2594

e-mail：syahukc@pref.miyagi.lg.jp